

岐阜県公報

号 外 (七) 令和 七 年 四 月 一 日

目 次

人事委員会規則

○岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(人事委員会)

ページ
一

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 栗 山 知

岐阜県人事委員会規則第十六号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部改正)
第一条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(昭和三十三年岐阜県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の三第一項第二号中「条例第十二条の二第一項の人事委員会規則で定める」を「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(令和七年岐阜県人事委員会規則第十六号)第一条の規定による改正前の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(以下この項において「旧規則」という。)別表第三に掲げる」に改め、「(同項の人事委員会規則で定める公署を除く。)」を削り、「条例第十二条の二の規定による」を「旧規則第二十九条の二第三項の規定により」に、「される」を「されていた」に改め、同項第三号中「条例第十二条の二の規定による」を「旧規則第二十九条の二第三項の規定により」に、「される」を「されていた」に改め、同項第四号中「条例第十二条の二の規定による」を「旧規則第二十九条の二第三項の規定により」に、「される」を

「されていた」に改める。

第二十六条の四第一項及び第二項を次のように改める。

新たに条例第十一条第一項の職員たる要件を具備するに至つた職員は、別記第一号様式による扶養親族届により、その旨を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下本則において同じ。）に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があつた場合についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第二十六条の四第四項中「前二項」を「第三項及び前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 任命権者は、第一項に規定する届出があつたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。前項に規定する場合においても、同様とする。

4 任命権者は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を別記第二号様式による扶養親族簿に記載するものとする。

第二十七条第一項中「条例第十二条第一項」を「前条第一項」に、「同条第二項ただし書（同条第三項）」を「次条第一項ただし書（同条第二項）」に改め、同条第二項中「条例第十二条第二項ただし書」を「次条第一項ただし書」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（支給の始期及び終期）

第二十七条の二 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第十一条第一項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日（人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で人事委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第二十六条の四第一項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事

実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第二十八条の前に見出しとして「（支給方法）」を付する。

第二十九条の二中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第二十九条の二の五第二号中「条例第十一条に規定する扶養親族で条例第十二条第一項の規定による届出がされている者に限る」を「職員の配偶者で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第十一条第二項に規定する扶養親族をいう」に改める。

第二十九条の二の七中「（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）」を削り、「職員以外の地方公務員等（退職派遣者を含む。以下同じ。）」であつた者から人事交流等により引き続き」を「新たに」に改める。

第二十九条の二の八に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第二十九条の二の九第一項に後段として次のように加える。

前条第三項に規定する場合においても、同様とする。

第二十九条の二の十一第一項中「欠くに至つた日」の下に「（人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で人事委員会が定める日）」を加える。

第二十九条の三中「すみやかに」を「速やかに」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第二十九条の九の九第一項第三号又は第四号の職員たる要件を欠くに至つた場合

合

第二十九条の四第一項中「かかる」を「係る」に改め、「提示」の下に「又は第二十九条の九の九第一項第三号若しくは第四号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出」を加える。

第二十九条の七中「新幹線鉄道等」を「条例第十二条の六第三項に規定する新幹線鉄道等（以下「新幹線鉄道等」という。）」に改める。

第二十九条の九第一項中「次項」の下に「及び第二十九条の九の二の二第二号」を加え、同項第一号中「第十二条の六第七項」を「第十二条の六第八項」に改め、同

項第二号中「平均一箇月当たりの通勤所要回数分」を「一箇月当たりの平均通勤所要回数分」に改める。

第二十九条の九の二の二第一号中「(同項第一号に規定する一箇月当たりの運賃等相当額(以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。)及び同項第二号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条第二号中「一箇月当たりの運賃等相当額(二以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては)」を「運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(普通交通機関等が二以上ある場合においては)」に改める。

第二十九条の九の三中「通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の」を「通勤の実情に」に改め、「であるもの」の下に「(新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。)」を加える。

第二十九条の九の四の見出し中「住宅」を「住居」に改め、同条中「において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める」を「おける次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

二 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

イ 条例第十二条の六第三項本文に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等(ロにおいて「旧最寄り駅等」という。)と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等(ロにおいて「新最寄り駅等」という。)とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居ロ イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が六十キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

三 前二号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認める

もの

第二十九条の九の五を次のように改める。

第二十九条の九の五 削除

第二十九条の九の六の見出し並びに同条第一項及び第二項中「新幹線鉄道等」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等」に改め、同条第三項中「特別料金等の額の二分の一に相当する額」を「特別料金等相当額(第二十九条の九の二第四項において「特別料金等相当額」という。)」に、「同項第一号」を「同項第一号及び第二号」に、「価額」とあるのは「価額の二分の一に相当する額」と、同項第二号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等の」を「同項第二号中「運賃等」に、「特別料金等の額の二分の一に相当する」を「特別料金等」に改める。

第二十九条の九の七中「において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める」を「おける次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

二 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

イ 条例第十二条の六第四項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等(ロにおいて「旧最寄り駅等」という。)と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等(ロにおいて「新最寄り駅等」という。)とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居ロ イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が六十キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

三 前二号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの

第二十九条の九の八中「職員以外の地方公務員等であつた者から人事交流等により給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたに伴い、通常の通勤の経路及び方法に

よる場合には当該適用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる者」を「次に掲げる職員」に改め、「であるもの」の下に「(新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。)」を加え、同条に次の各号を加える。

一 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者(職員以外の地方公務員等であつた者から人事交流等により給料表の適用を受ける職員となつた者(次号において「人事交流等職員」という。)を除く。)のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつた者

二 人事交流等職員のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員

第二十九条の九の九中「次に掲げる職員」の下に「(新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。)」を加え、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 次に掲げる事由が生じた職員のうち、条例第十二条の六第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該事由の発生に伴い、当該事由の発生の直前の住居(特定住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものに限る。)

イ 派遣から職務に復帰したこと。

ロ 分限条例第二条第一項の規定による休職から復職したこと。

二 配偶者(配偶者のない職員にあつては、満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子)の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなつた職員で、当該転居後の住居(特定住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

第二十九条の九の九中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 職員又は配偶者の公署を異にする異動又は在勤する公署の移転(配偶者が職員でない場合にあつては、これらに相当するものを含む。)に伴い、配偶者と同居

して満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居(当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上又は通勤時間が九十分以上であり、かつ、当該子の養育を行っているものに限る。)

四 職員又は配偶者の父母(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者に限る。)の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居した職員で、当該転居後の住居(当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上又は通勤時間が九十分以上あり、かつ、当該父母の介護を行つているものに限る。)

第二十九条の九の九に次の一項を加える。

2 前項第一号及び第二号において「特定住居」とは、同項第一号イ若しくはロに掲げる事由の発生又は同項第二号に規定する転居(以下この項において「事由の発生等」という。)の日以後に転居する場合における当該事由の発生等の日以後の転居後の住居(以下この項において「転居後の住居」という。)であつて次に掲げるものをいう。

一 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

二 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

イ 当該事由の発生等の直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等(ロにおいて「旧最寄り駅等」という。)と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等(ロにおいて「新最寄り駅等」という。)とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

ロ イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等

に係る経路の距離が六十キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

三 前二号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの

第二十九条の九の二第二項中「第四項各号に掲げる」を「第四項に規定する」に、「当該各号」を「同項」に改め、「期間（以下この条の下に「第二十九条の十の二第二項第二号」を加え、同条第二項中「離職し」を「離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が岐阜県の休日と定める条例（平成元年岐阜県条例第五号）第一条第一項に規定する県の休日と当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下この節において同じ。）をし」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 条例第十二条の六第六項の人事委員会規則で定める通勤手当は、一箇月当たりの運賃等相当額等（第二十九条の九の二の二第三号に掲げる職員に係るものを除く。）条例第十二条の六第二項第二号に定める額（第二十九条の九の二の二第二号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第二十九条の十の二第二項において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が十五万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第十二条の六第六項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

第二十九条の十の二第二項中「第十二条の六第六項」を「第十二条の六第七項」に改め、同条第二項中「普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第十二条の六第六項」を「条例第十二条の六第七項」に改め、同項第一号中「一箇月当たりの運賃等相当額等（第二十九条の九の二の二第二号に掲げる職員にあつては、一箇月当たりの運賃等相当額及び条例第十二条の六第二項第二号に定める額の合計額、以下この項において同じ。）が五万五千円」を「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円」に改め、「係る普通交通機関等」の下に「又は新幹線鉄道等」を加え、「一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円」を「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円」に、「すべての普通交通機関等」を「全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等」に、「運賃等」を「運賃等及び特別料金等の」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えていた場合 十五万円に

事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数に乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

第二十九条の十の二第三項を削り、同条第四項中「第十二条の六第六項」を「第十二条の六第七項」に、「前二項」を「前項」に改め、「は」の下に「人事委員会の定めるところにより」を加え、同項を同条第三項とする。

第二十九条の十の三第一項中「第十二条の六第七項」を「第十二条の六第八項」に改め、同項第一号ただし書中「に係る通勤手当」を「の利用に係る特別料金等に係る通勤手当」に改め、同項第二号中「新幹線鉄道等」を「若しくは新幹線鉄道等」に改める。

第二十九条の十四中「第十二条の七第一項及び第三項」を「第十二条の七第一項」に改める。

第二十九条の十七第一項を次のように改める。

条例第十二条の七第三項の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、第二十九条の十四に規定するやむを得ない事情とする。

第二十九条の十七第二項第六号中「事由発生」を「事由の発生」に改め、同号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同項第七号中「職員以外の地方公務員等であつた者から人事交流等により引き続き」を「新たに」に、「第六号イからハまで」を「第六号イ及びロ」に改め、「」に伴い「」の下に「と」、「第二十九条の十四」とあるのを「前項」を加える。

第二十九条の十九に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第二十九条の二十第一項に後段として次のように加える。

前条第三項に規定する場合においても、同様とする。

第二十九条の二十一第一項中「欠くに至つた日」の下に「（人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で人事委員会が定める日）」を加える。

第三十四条の二中第二項を削り、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一

項を加える。

条例第十八条の二第三項の人事委員会規則で定める勤務は、同条第一項の勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。

第三十四条の三第二項を次のように改める。

2 次に掲げる場合には、条例第十八条の二第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第二項の勤務は、同条第一項の勤務とみなす。

一 条例第十八条の二第一項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした場合

二 条例第十八条の二第二項の勤務をした後、引き続いて同条第一項の勤務をした場合

第三十九条第一項中「第十五条の二第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条第三項中「第十五条の二第二項」を「第十五条第二項」に、「第十五条の二第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条第四項中「第十五条の三第一項」を「第十五条の二第一項」に改め、同条第八項中「第十五条の三第一項」を「第十五条の二第一項」に改める。

第四十四条第三項中「合算した額」の下に「(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額)を加え、同条第四項及び第五項中「掲げる職員」の下に「(定年前再任用短時間勤務職員を除く)」を加える。

第四十四条の二第三項中「受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額」の下に「(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額)を加え、同条第五項中「掲げる職員」の下に「(定年前再任用短時間勤務職員を除く)」を加える。

第四十四条の三第二項を次のように改める。

2 条例第二十条の四第二項の規定により同条第一項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定による採用(同法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。)をされ、特地公署又は準特地公署に在勤することとなつた職員で、当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したもの

二 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で

その特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日(以下この条において「指定日」という。)前三年以内に、職員以外の地方公務員等であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となり、又は地方公務員法第二十二條の四第一項若しくは第二十二條の五第一項の規定による採用をされ、当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したもの

三 地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなつた職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、条例第二十條の四第二項に規定する新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で、指定日前三年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものとなるもの

四 地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定による採用をされた職員で、当該採用の日の前日に条例第二十條の四第一項又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたものうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの

五 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの

第四十四条の三第三項第一号中「移転した職員」の下に「又は前項第一号に規定する職員」を、「日」の下に「又は地方公務員法第二十二條の四第一項若しくは第二十二條の五第一項の規定による採用をされた日」を加え、同項第三号中「前項第二号」に、「公署が」を「公署が、」に改め、「なつた日」の下に「又は地方公務員法第二十二條の四第一項若しくは第二十二條の五第一項の規定による採用をされた日」を加え、同項に次の三号を加える。

四 前項第三号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第二項から第五項までの規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

五 前項第四号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第二項から第五項まで又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額

六 前項第五号に規定する職員 別に人事委員会が定める期間及び額

第四十四条の六第三項中「合計額」の下に「(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額)」を加える。

第四十四条の七第一項及び第二項を次のように改める。

条例第二十條の六第二項の規定によりへき地手当に準ずる手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。

一 新たにへき地等学校に該当することとなつた学校に勤務する職員のうち、そのへき地等学校に該当することとなつた日(以下この条において「指定日」という。)前に当該学校に異動し、当該異動に伴つて住居を移転した職員で、指定日において、当該異動の日から起算して三年を経過していないもの

二 地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定による採用(同法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。)をされ、へき地等学校に勤務することとなつた職員で、当該学校に勤務することとなつたことに伴つて住居を移転したもの

三 新たにへき地等学校に該当することとなつた学校に勤務する職員のうち、指定日前三年以内に地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定による採用をされ、当該学校に勤務することとなつたことに伴つて住居を移転したもの

四 地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に勤務していた学校に引き続き勤務することとなつた職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、条例第二十條の六第二項に規定する新たにへき地等学校に該当することとなつた学校に勤務する職員で、指定日前三年以内に当該学校に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものとなるもの

五 地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定による採用をされた職員で、当該採用の日の前日に条例第二十條の六第一項又は第二項の規定によるへき地手当に準ずる手当を支給されていたものうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの

六 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの

2 前項の職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に依じ、当該各号に定めるところによる。

一 前項第一号に規定する職員 当該職員の指定日に勤務する学校が、同項に規定する異動の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

二 前項第二号に規定する職員 地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定による採用をされた日にへき地等学校に異動したものとした場合に前条の規定により支給されることとなる期間及び額

三 前項第三号に規定する職員 当該職員の指定日に勤務する学校が、地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定による採用をされた日前にへき地等学校に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該学校に異動したものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

四 前項第四号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

五 前項第五号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額

六 前項第六号に規定する職員 別に人事委員会が定める期間及び額

第四十七條第二項を削り、同条第三項中「扶養親族」を「扶養親族等(条例第十一条第二項に規定する扶養親族及び職員の配偶者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。以下この条及び第四十七條の三において同じ。)」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「扶養親族」を「扶養親族等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項第一号中「扶養親族」を「扶養親族等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第四十七條の三(見出しを含む。)中「扶養親族」を「扶養親族等」に改める。

第四十九條第一号中「第四十七條第六項第二号」を「第四十七條第五項第二号」に改める。

第五十三條第二項第一号中「第四十七條第六項第四号」を「第四十七條第五項第四

号」に改め、同項第二号中「第四十七条第六項第七号」を「第四十七条第五項第七号」に改める。
第五十五条第二号中「第四十七条第六項第四号」を「第四十七条第五項第四号」に改める。

第五十七条の三第二項第一号中「第四十七条第六項第四号」を「第四十七条第五項第四号」に改める。

第五十七条の五第一号イ中「百分の二百十五」を「百分の三百十五」に、「百分の二百五十五」を「百分の三百七十五」に改め、同号ロ中「百分の二百十五」を「百分の二百十二・五」に改め、同条第二号中「百分の百二・五」を「百分の百」に、「百分の百二十二・五」を「百分の百二十」に改める。
付則第十四項及び第十五項を次のように改める。

(令和七年改正条例附則第四項の規定が適用される間の読替え)

14 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間は、第二十六条中「条例第十一條第一項」とあるのは「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例(令和七年岐阜県条例第三号)附則第四項の規定により読み替えられた条例(以下「読替え後の条例」という。第十一條第一項に規定する職務の級が行政職給料表の九級に相当する職員として」と、第二十六条の二、第二十六条の三、第二十六条の四第一項及び第二十七条の二第一項中「条例」とあるのは「読替え後の条例」とする。

(行政職給料表の八級以上の職員に相当する職員)

15 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例(令和七年岐阜県条例第三号)附則第四項の規定により読み替えられた条例第十一條第一項に規定する職務の級が行政職給料表の八級以上に相当する職員として人事委員会規則で定める職員は、第二十六条及び第二十六条の三に規定する職員とする。

付則第二十項中「第三十四条の二第一項及び」を「第三十四条の二第二項及び」に「第三十四条の二第一項第一号」を「第三十四条の二第二項第一号」に改める。
別表第三中

東京都 岐阜県	特別区 全ての市町村	一級地 七級地
------------	---------------	------------

を

東京都 岐阜県	特別区 岐阜市 岐阜市以外の市町村	一級地 六級地 七級地
------------	-------------------------	-------------------

に

改め、同表備考中「支給地域欄」を「支給地域の欄」に、「平成二十八年四月一日」を「令和七年四月一日」に改める。

別表第三の二を削る。

別表第五の四を次のように改める。

別表第五の四(第四十七条関係)

所 在 地	公 署
郡上市白鳥町中西一〇八五の七二	郡上市白鳥町中西駐在所
中津屋一三七二の二	郡上市白鳥町中津屋駐在所
下呂市萩原町大ヶ洞大張一三一四の四	下呂市萩原町大ヶ洞駐在所
四美一五五七の三	下呂市萩原町四美駐在所
小坂町小坂町八一五の五	下呂市小坂町駐在所
落合三三七六の一	下呂市小坂町落合駐在所
森二二一一	下呂市森駐在所
馬瀬名丸四〇六	下呂市馬瀬駐在所
郡上市白鳥町中西四九九の一	牛道小学校
那留一四五〇の一	那留小学校
白鳥一〇の二	白鳥小学校
中津屋三六〇の三	大中小学校
二日町一五三の一	北濃小学校
石徹白第三九の二	石徹白小学校
高鷲町大鷲二三八七の一	高鷲小学校
ひるがの四六七〇の二八二	高鷲北小学校
明宝気良八八	明宝小学校
中津川市加子母二七八一の七二	加子母小学校
付知町三七一九の一	付知北小学校
下呂市萩原町宮田一三四〇	宮田小学校
尾崎九七三	尾崎小学校
小坂町小坂町一〇二〇	小坂小学校
馬瀬中切九七六	馬瀬小学校
郡上市白鳥町為真七六一の一	白鳥中学校
高鷲町大鷲二八四の一四	高鷲中学校

別記第一号様式中

「条例第12条第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。

- 1 新たに職員となつた（行政職9級職員等）にあつては、扶養親族たる子がある場合に限る。）。
- 2 新たに職員等かつた行政職9級職員等以外の職員となつた（子以外の扶養親族がある場合に限る。）。
- 3 新たに扶養親族となる要件を具備するに至つた者がある（行政職9級職員等）にあつては、子に限る。）。
- 4 扶養親族となる要件を欠くに至つた者がある（子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除き、行政職9級職員等）にあつては、子に限る。）。

規則第26条の4第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。

- ① 新たに職員となった又は新たに条例第11条の規定の適用の対象となった
- ② 行政職8級職員等又は行政職8級職員等から昇格等となった
- ③ 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある
- ④ 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある
- ※ ③、④については、行政職8級職員等であつて子に係る事由が生じた場合に、行政職8級職員等にあつては配偶者以外の扶養親族に係る事由が生じた場合に、それぞれ限る。

改める。

別記第二号様式の四中「住居の変更」を「住居の変更（転居日の通勤 □有 □無）」と「徒歩」を「徒歩、自転車」で「総通勤距離」欄は「」を「総通勤距離」欄には「」と

「□2 単身赴任手当を受給していた職員で、配偶者と同居し通勤の経路となったことにより新幹線道等を利用することとなった職員」を
「□3 単身赴任手当を受給していた職員で、配偶者と同居し通勤の経路となったことにより新幹線道等を利用することとなった職員」を
「□4 介護のため父の住居等に転居し、通勤の経路となったことにより新幹線道等を利用することとなった職員」を
「□5 上記3又は4となる職員の要件を欠くに至った職員」を
「□6 その他」

改める。

別記第二号様式の四の二を次のように改める。

第2号様式の4の2 (第29条の4 関係)

通 勤 手 当 認 定 簿

氏名		職員番号		所属		事実発生日		年 月 日	
☐ 回数券等を使用して利用する交通機関等がある職員(交替制勤務等)						[算出式]			
1箇月当たりの平均通勤所要回数						回		受理 年 月 日	
順路	算出の基礎となる 普通交通機関等の名称	利用区間	定期券 回数券 その他	運賃等の額の算出基礎 定期券 回数券 その他	運賃等相当額 定期券 回数券 その他	1箇月 当たりの 運賃等 相当額	普通交通機関等 の 認定 期間	支給 月 (毎月の場合 は省略可)	備 考
	普通交通機関等 利用区間	定期券 回数券 その他	運賃等の額の算出基礎 定期券 回数券 その他	運賃等相当額 定期券 回数券 その他	1箇月 当たりの 運賃等 相当額	普通交通機関等 の 認定 期間	支給 月 (毎月の場合 は省略可)		
普通交通機関等利用者	1				円 (簡月)	円	年 月 から 年 月 まで		
	2				円 (簡月)	円	年 月 から 年 月 まで		
	3				円 (簡月)	円	年 月 から 年 月 まで		
	4				円 (簡月)	円	年 月 から 年 月 まで		
	5				円 (簡月)	円	年 月 から 年 月 まで		
	6				円 (簡月)	円	年 月 から 年 月 まで		
	7				円 (簡月)	円	年 月 から 年 月 まで		
	8				円 (簡月)	円	年 月 から 年 月 まで		
自動車等の額 (条例第12条の6第2項第2号の額)(自動車等の使用距離 km)						円	年 月 から 年 月 まで		
普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第29条の9の2の2 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号						1箇月当たりの運賃等相当額 と自動車等の額の合計額	円		

順路	算出の基礎となる新幹線鉄道等		定期券 回数 その他	特別料金等の額の基礎			特別料金等相当額	1箇月当りの特別料金等相当額	新幹線鉄道等 の 定期 認定 期間	支給 月 (毎月の場合 は省略)	備考										
	新幹線 の 名称	利用区間		特別 料金 の 回数 その他	定期券	回数券 その他						定期券									
新幹線	1						円 (箇月)	円	年 月から 年 月まで												
線	2						円 (箇月)	円	年 月から 年 月まで												
鉄	3						円 (箇月)	円	年 月から 年 月まで												
道	4						円 (箇月)	円	年 月から 年 月まで												
等																					
利																					
用																					
者																					
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額、 自動車等の額及び 1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額 の合計額が150,000円を超えるとき								150,000円 × [箇月] = 円													
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	確認・決定欄	備考				
支給額				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	職名 氏名	年 月 日				
決	条例第12条の6第1項 該当・非該当 ☐ 該当 (☐ 規則第29条の5) ☐ 非該当 理由 []			返納事由 規則第29条の10の2第1項			返納事由 発生月			返納対象 普通交通 機関等及び新 幹線鉄道等			払戻金相当額 の 算出基礎		払戻金相当額		備考				
定	手当額の決定			条例第12条の6第2項 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 規則第29条の9の2 (通勤所要回数 回)			1		☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号						円						
事	条例第12条の6 ☐ 第3項 ☐ 第4項 (☐ 規則第29条の9の9第1項第3号) (☐ 規則第29条の9の9第1項第4号)						2		☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号						円						
項							3		☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号						円						
1箇月当たりの運賃等相当額等及び1箇月当たりの特別 料金等相当額の合計額が150,000円を超えていた場合 規則第29条の10の2第2項第2号の月数と人事委員会の 定める額(算出基礎)																		(算出基礎)			

別記第二号様式の五中

「職員以外の地方公務員等から人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった者又は定年再任用（暫定再任用を含む。）をされた者、派遣から職務に復帰した者若しくは休職から復職した者にあつては、「異動」とあるのをそれぞれ「適用」又は「再任用」、「復職」若しくは「復職」と読み替えて記入する。

「新たに給料表の適用を受けることとなった者又は派遣から職務に復帰した者若しくは休職から復職した者にあつては、「異動」とあるのをそれぞれ「適用」又は「復職」若しくは「復職」と読み替えて記入する。

改める。

別記第三号様式の三表面中

年 月 日（ ）
（週休日等・週休日等以外の午前 0 時から午前 5 時まで）

年 月 日（ ）
（週休日等・午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。））

に改め、同様式裏面中

「週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間」を「午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「（4）前項規則が主とし、又は共通する諸行事等への関係事務担当若以外の立場での参加又は出席

を
（4）前項規則が主とし、又は共通する諸行事等への関係事務担当若以外の立場での参加又は出席
5 「第1項の勤務」に引き続き「第2項の勤務」を行った場合は、「当該「第2項の勤務」を「第1項の勤務」とみなす。

に改める。

（岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例施行規則の一部改正）

第二条 岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例施行規則（平成十二年岐阜県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第六条中「同条第二項」を「同条第三項第一号」に、「第三十四条の二第二項」を「第三十四条の二第二項」に、「又は給料月額」を「又は同条第三項（岐阜県職員の育児休業等に関する条例（平成四年岐阜県条例第四号、以下「育児休業条例」という。）第二十条（育児休業条例第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による給料月額」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同条第一号中「（岐阜県職員の育児休業等に関する条例（平成四年岐阜県条例第四号、以下「育児休業条例」という。）第二十条（育児休業条例第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同条に次の一項を加える。

2 条例第七条第三項の規定により読み替えて適用される勤務条件条例第十八条の二第二項の規定により第一号任期付研究員に対して支給される管理職員特別勤務手当に係る同条第三項第二号の人事委員会規則で定める額は、勤務条件規則第三十四条の三第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる当該第一号任期付研究員が受け

る条例第五条第一項第一号に規定する給料表の号給又は同条第三項の規定による給料月額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 六号給又は条例第五条第三項の規定により定められた給料月額 六千円
- 二 四号給又は五号給 五千円
- 三 二号給又は三号給 四千元
- 四 一号給 三千元

第八条第二項中「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同項第一号中「（育児休業条例第二十条（育児休業条例第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

別表中「（育児休業条例第二十条（育児休業条例第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

第三条 岐阜県一般職の任期付職員に関する条例施行規則の一部改正

第三条 岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則（平成十四年岐阜県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第四条中「により特定任期付職員」の下に「（条例第四条第一項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。）」を加え、「同条第二項」を「同条第三項第一号」に、「第三十四条の二第二項」を「第三十四条の二第二項」に、「又は給料月額」を「又は同条第三項（岐阜県職員の育児休業等に関する条例（平成四年岐阜県条例第四号、以下「育児休業条例」という。）第二十一条（育児休業条例第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による給料月額」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同条第一号中「（岐阜県職員の育児休業等に関する条例（平成四年岐阜県条例第四号、以下「育児休業条例」という。）第二十一条（育児休業条例第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同条に次の一項を加える。

2 条例第五条第二項の規定により読み替えて適用される勤務条件条例第十八条の二第二項の規定により特定任期付職員に対して支給される管理職員特別勤務手当に係る同条第三項第二号の人事委員会規則で定める額は、勤務条件規則第三十四条の三第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる当該特定任期付職員が受ける条例第四条第一項に規定する給料表の号給又は同条第三項の規定による給料月額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 六号給若しくは七号給又は条例第四条第三項の規定により定められた給料月額
六千円

二 五号給 五千円

三 二号給から四号給まで 四千円

四 一号給 三千円

第四条を第三条とする。

第五条の見出し中「期末手当基礎額等」を「期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額」に改め、同条第一項中「第二十三条第五項」の下に「(勤務条件条例第二十五条第四項において準用する場合を含む。以下同じ。)」を加え、同条を第四条とする。

第六条第二項第一号中「(育児休業条例第二十一条(育児休業条例第十四条第二項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、同条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(勤勉手当の成績率)

第六条 特定任期付職員に係る勤務条件規則第五十七条の成績率は、勤務条件規則第五十七条の五の規定にかかわらず、百分の二百六十二・五の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

別表中「第六条関係」を「第四条関係」に改め、「(育児休業条例第二十一条(育児休業条例第十四条第二項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(定義)

2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 条例 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十一年岐阜県条例第二十九号)をいう。

二 令和七年改正条例 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例(令和七年岐阜県条例第三号)をいう。

三 改正前の条例 令和七年改正条例第一条の規定による改正前の条例をいう。

四 改正前の規則 第一条の規定による改正前の岐阜県職員の給与、勤務時間その他

の勤務条件に関する条例施行規則をいう。

五 改正後の規則 第一条の規定による改正後の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則をいう。

六 令和三年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)をいう。

七 暫定再任用職員 令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。

八 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項若しくは第二十二条の五第一項の規定により採用された職員をいう。

九 新寒冷地等在勤等職員 令和七年改正条例附則第十項第二号に規定する新寒冷地等在勤等職員をいう。

十 特定旧寒冷地等在勤等職員 令和七年改正条例附則第十項第三号に規定する特定旧寒冷地等在勤等職員をいう。

十一 継続特定旧寒冷地等在勤等職員 令和七年改正条例附則第十項第四号に規定する継続特定旧寒冷地等在勤等職員をいう。

十二 代替日 令和七年改正条例の施行の日をいう。

十三 基準日 令和七年改正条例第一条の規定による改正後の条例第二十一条第一項に規定する基準日(その属する月が令和七年十一月から令和九年三月までのものに限る。)をいう。

(令和十年三月三十一日までの間における地域手当)

3 令和十年三月三十一日までの間における条例第十二条の二第一項の人事委員会規則で定める地域は、改正後の規則第二十九条の二第一項の規定にかかわらず、附則別表に掲げる地域とする。

4 令和七年改正条例附則第五項の人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分は次に掲げる区分とし、同項の人事委員会規則で定める割合は当該各号に掲げる級地の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

一 二十パーセント級地 百分の二十

二 十九パーセント級地 百分の十九

三 十六パーセント級地 百分の十六

- 四 十五パーセント級地 百分の十五
 - 五 十二パーセント級地 百分の十二
 - 六 八パーセント級地 百分の八
 - 七 七パーセント級地 百分の七
 - 八 六パーセント級地 百分の六
 - 九 五パーセント級地 百分の五
 - 十 四パーセント級地 百分の四
 - 十一 三パーセント級地 百分の三
 - 十二 二・四パーセント級地 百分の二・四
 - 十三 二パーセント級地 百分の二
 - 十四 一・八パーセント級地 百分の一・八
 - 十五 一パーセント級地 百分の一
- 5 令和七年改正条例附則第五項後段の人事委員会規則で定める級地は、附則別表に定めるところとする。

(施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置)

6 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前から引き続き職員(改正前の条例第十二条の六第二項第一号に規定する一箇月当たりの運賃等相当額(改正前の規則第二十九条の九の二の二第三号に掲げる職員に係るものを除き、二以上の普通交通機関等(改正前の規則第二十九条の七に規定する普通交通機関等をいう。第一号において同じ。))を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額以下この項及び次項において「改正前の一箇月当たりの運賃等相当額」という。)、同項第二号に規定する額(改正前の規則第二十九条の九の二の二第二号に掲げる職員に係るものを除く。以下この項及び次項において「改正前の自動車等の利用に係る額」という。))及び改正前の条例第十二条の六第三項第一号に規定する特別料金等の額をその支給単位期間(同条第七項に規定する支給単位期間をいう。次項において同じ。))の月数で除して得た額(二以上の新幹線鉄道等(同条第三項に規定する新幹線鉄道等をいう。))を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額次項第二号において「改正前の一箇月当たりの特別料金等相当額」という。))の合計額が十五万円を超えている職員を除く。))に支給されている通勤手当のうち次の各号に掲げるもの(施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等(改正前の規則第二十九条の九の二の二第一項に規定する支給単位期間等をいう。))に係るものに限る。))に

- ついては、なお従前の例による。
- 一 普通交通機関等及び改正前の条例第十二条の六第一項第二号に規定する自動車等に係る通勤手当(改正前の一箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が五万五千円を超える場合のものに限る。))
 - 二 改正前の条例第十二条の六第三項第一号に規定する新幹線鉄道等に係る通勤手当
- 7 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、各月における当該各号に定める額(一円未満の端数がある場合にあつてはその端数を切り捨てた額とし、当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあつては当該各号に定める額の合計額とする。))を、支給単位期間を一箇月とする通勤手当として支給する。
- 一 前項第一号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の一箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額から五万五千円を減じて得た額
 - 二 前項第二号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の一箇月当たりの特別料金等相当額から当該一箇月当たりの特別料金等相当額の二分の一に相当する額(その額が二万円を超える場合にあつては、二万円)を減じて得た額(権衡職員等に関する経過措置)
- 8 改正後の規則第二十九条の九の七の規定は、施行日以後にされた転居について適用する。
- 9 改正後の規則第二十九条の九の八の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。
- 10 改正後の規則第二十九条の九の九第一項第三号及び第四号の規定は、施行日前にこれらの号に掲げる職員となった者(これらの号に規定する当該日以降の転居をしたものを除く。))にも適用する。
- 11 (単身赴任手当に関する経過措置)
- 12 改正後の規則第二十九条の十七第二項第七号の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。
- (暫定再任用職員への特地勤務手当等に関する経過措置)
- 12 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第四十四条第三項から第五項まで並びに第四十四条の二第三項及び第五項の規定を適用する。

13 暫定再任用職員に対する改正後の規則第四十四条の第三項及び第三項の規定の適用については、同条第二項第一号中「地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四條第一項若しくは第二項、第五條第一項若しくは第三項、第六條第一項若しくは第二項又は第七條第一項若しくは第三項」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和三年改正法附則第四條第一項若しくは第二項、第五條第一項若しくは第三項、第六條第一項若しくは第二項若しくは第七條第一項若しくは第三項の規定による採用に係る任期が満了した日」と、「この条において同じ」とあるのは「この条において「暫定再任用」という」と、同項第二号並びに同条第三項第一号及び第三号中「地方公務員法第二十二條の四第一項若しくは第二十二條の五第一項の規定による採用」とあり、並びに同条第二項第三号及び第四号中「地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同条第三項第四号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員（令和三年改正法附則第四條第一項若しくは第二項、第五條第一項若しくは第三項、第六條第一項若しくは第二項又は第七條第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第五号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に關する経過措置）

14 改正後の規則第四十四条の第三項第一号及び第二号の規定は、令和七年四月一日以後に地方公務員法第二十二條の四第一項若しくは第二十二條の五第一項又は令和三年改正法附則第四條第一項若しくは第二項、第五條第一項若しくは第三項、第六條第一項若しくは第二項若しくは第七條第一項若しくは第三項の規定（以下「地方公務員法第二十二條の四第一項等の規定」という。）による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

15 改正後の規則第四十四条の第三項第三号の規定は、令和七年四月一日以後に地方公務員法第二十二條の四第一項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が令和七年四月一日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

16 改正後の規則第四十四条の第三項第四号の規定は、令和七年四月一日以後に地方公務員法第二十二條の四第一項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた条例第二十條の四第一項又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和七年四月一日以後である場合について適用する。（令和十年三月三十一日までの間における特地勤務手当と地域手当との調整に關する経過措置）

17 令和七年四月一日から令和十年三月三十一日までの間における第四十四条第七項の規定の適用については、同項中「別表第三」とあるのは「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に關する条例施行規則等の一部を改正する規則（令和七年岐阜県人事委員会規則第十六号）附則別表」と、「条例第十二條の二」とあるのは「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に關する条例等の一部を改正する条例（令和七年岐阜県条例第三号）附則第五項」とする。（暫定再任用職員へのへき地手当等に關する経過措置）

18 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第四十四条の六第三項の規定を適用する。

19 暫定再任用職員に対する改正後の規則第四十四条の七第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第二号中「地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四條第一項若しくは第二項、第五條第一項若しくは第三項、第六條第一項若しくは第二項又は第七條第一項若しくは第三項」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和三年改正法附則第四條第一項若しくは第二項、第五條第一項若しくは第三項、第六條第一項若しくは第二項若しくは第七條第一項若しくは第三項の規定による採用に係る任期が満了した日」と、「この条において同じ」とあるのは「この条において「暫定再任用」という」と、同項第三号から第五号まで並びに同条第二項第二号及び第三号中「地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第四号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員（令和三年改正法附則第四條第一項若しくは第二項、第五條第一項若しくは第三項、第六條第一項若しくは第二項又は第七條第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第五号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員へのへき地手当に準ずる手当に關

する経過措置)

20 改正後の規則第四十四条の七第一項第二号及び第三号の規定は、令和七年四月一日以後に地方公務員法第二十二條の四第一項等の規定による採用をされた定年再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

21 改正後の規則第四十四条の七第一項第四号の規定は、令和七年四月一日以後に地方公務員法第二十二條の四第一項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が令和七年四月一日以後である定年再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

22 改正後の規則第四十四条の七第一項第五号の規定は、令和七年四月一日以後に地方公務員法第二十二條の四第一項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた条例第二十條の六第一項又は第二項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和七年四月一日以後である場合について適用する。

(令和十年三月三十一日までの間におけるへき地手当と地域手当との調整に関する経過措置)

23 令和七年四月一日から令和十年三月三十一日までの間における第四十四条の五第四項の規定の適用については、同項中「別表第三」とあるのは「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(令和七年岐阜県人事委員会規則第十六号) 附則別表」と、「条例第十二條の二」とあるのは「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例(令和七年岐阜県条例第三号) 附則第五項」とする。

(令和七年改正条例附則第十三項及び第十四項の規定による寒冷地手当に関する経過措置)

24 令和七年改正条例附則第十三項の規定の適用を受ける特定旧寒冷地等在勤等職員に對しては、その新寒冷地等在勤等職員又は特定旧寒冷地等在勤等職員であった期間を継続特定旧寒冷地等在勤等職員として勤務していたものとみなして令和七年改正条例附則第十一項及び第十二項の規定を適用したとしたならば算出される額の寒冷地手当を支給する。

25 職員以外の地方公務員等であった者から切替日以降に引き続き条例の給料表の適用を受ける職員(以下「給料表適用職員」という。)となり、特定旧寒冷地等在勤等職員となった場合であつて、基準日において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち

切替日の前日から当該基準日の前日までの間におけるその給料表適用職員でなかった期間を給料表適用職員として勤務していたものとみなして、令和七年改正条例附則第十一項及び第十二項又は前項の規定を適用したとしたならば寒冷地手当を支給されることとなる者に対しては、これらの規定を適用して算出される額の寒冷地手当を支給する。

(雑則)

26 この附則に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

(岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部改正)

27 岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則(平成四年岐阜県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第六條第一号中「第四十七條第六項第四号」を「第四十七條第五項第四号」に改める。

(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

28 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則(令和五年岐阜県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十項中「第二十九條の二の七、第三十四條の二第一項」を「第三十四條の二第二項」に改める。

附則第十一項から第十五項までを削る。

附則第十六項中「附則第十項」を「前項」に改め、同項を附則第十一項とし、附則中第十七項を第十二項とし、第十八項を第十三項とし、第十九項を第十四項とする。

附則別表(附則第三項、附則第五項関係)

都道府県	支給地域	級地
千葉県	千葉市	十二パーセント級地
東京都	特別区	十九パーセント級地
神奈川県	横浜 川崎	十五パーセント級地
富山県	富山市	二パーセント級地
石川県	金沢市	二パーセント級地

岐阜県	岐阜市	二・四パーセント級地
	大垣市 多治見市 美濃加茂市 各務原市 可児市 瑞穂市	二パーセント級地
愛知県	岐阜市、大垣市、多治見市、美濃加茂市、各務原市、可児市及び瑞穂市以外の市町村	一パーセント級地
	名古屋市	十二パーセント級地
	一宮市 小牧市	五パーセント級地
	京都市	八パーセント級地
大阪府	大阪市	十五パーセント級地
その他人事委員会が認める地域		地域ごとに人事委員会が定める級地

備考 この表の支給地域の欄に掲げる支給地域の名称及びその区域は、令和七年四月一日におけるものとし、その後におけるこれらの名称又は区域の変更によって影響されるものではない。

令和七年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三丁一
岐阜文芸社